

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十二年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年十一月一日奈良県指令郡土第四一―二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年十二月十四日郡土第四七九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市中町二九七番二、二九九番一の一部及び二九九番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市中町三一四番地

西本 穰